

北区少年野球振興会創立40周年記念
2019年度 第41回京都府知事杯争奪野球大会(Aの部)

主催 北区少年野球振興会

後援 京都府

特別規則と注意事項

01. この書類上で説明及び決定された事項は、責任を持ってチーム全体に徹底させてください。
02. ベンチには、登録選手・代表者・監督・コーチ・スコアラーしか入る事は出来ない。
03. 「出場選手登録」は 20 名以内とし、試合当日に打順表を提出することにより確定します。参加申込時の選手登録は行いません。
04. 監督・コーチは選手と同一意匠のユニフォーム着用を義務づける。《監督は30、コーチは29、28の背番号を付けている事》
05. 監督・コーチで事前に登録した者以外がベンチに入る場合は代理届(本部様式)を提出すること。
06. 試合時間は準決勝戦までは80分で7回とし、同点の場合は抽選とする。
07. 決勝戦は90分で7回とし、同点の場合は特別延長戦を行う。
08. 4回10点、5回7点差がある場合はコールドゲームを採用する。《但し、決勝戦は除く》
09. 球審は当振興会審判員にて行い、塁審を各チームより出していただきます。
塁審の担当試合は、京都府少年野球連絡会(北区少年野球振興会)のブログで確認してください。
10. 球審及び塁審はブログに指定された服装を着用する。
11. 試合時間前でも、前の試合が早く終了した場合は直ちに次の試合を開始する。
12. 試合開始時間になっても球場に来ないチームは棄権とする。《30分前に集合》
試合開始30分前に本部へ打順表を提出し先攻後攻のトスをする。キャプテンと監督同行
13. 日程の都合上、小雨の場合でもグラウンドが使用可能な状態の場合は試合を行います。
14. 試合成立は5回終了時とし成立前に暗雲降雨などにより試合を中止した場合は、再試合を行う。
15. タイムはプレイヤーが要求した時でなく、審判員が認めたときである。
16. 抗議出来る者は、監督・主将か当該のプレイヤーのみとする。《ルール適用の誤り時のみ》
17. どんな方法であろうと相手チームや審判員に対して悪口・暴言は禁ずる。
18. 選手並びに応援団の行動については、当該チームが一切その責任を負う事。
19. 本大会では、不慮の事故及び障害等の責任は一切負いません。
20. 雷鳴が発生した場合は、球審の指示により直ちに試合を中断し避難する。
中止になった場合は、後日継続試合とする。(その場合、当振興会より説明します。)
21. その他競技規則は、2018年公認野球規則及び競技者必携を適用する。
22. グラウンドルールとして、終野ルールを適用する。《当日説明します。》
23. グラウンド周辺でのバットの素振りは禁止する。指定場所での練習においてもバットの使用はバンド練習のみとする。《ノックでのバットの使用は認める。》
※危険防止のため、各チームの責任で遵守してください！！
24. 安全対策としてブルペンでの投球練習、イニング間の準備投球においても、捕手用ヘルメット、フェイスマスクを着用すること、他の守備位置の選手が受ける時も同様に行なうこと
25. 試合球(ケンコーボール製J号球)は本部にて用意します。